

別記 1

果樹等及び農業用施設に係る取扱いについて

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（以下「財団」という。）が行う農地中間管理事業によって転貸した農用地等（以下「農地」という。）において新たに、果樹等の永年性作物（以下、「果樹等」という。）の植栽や農業用施設（園芸用ハウス、農業用倉庫等）の設置を行おうとする場合の取扱いについては、次のとおりとする。

1 事務手続

- (1) 借受者は、借り受けた農地に新たに果樹等の植栽や農業用施設を設置しようとする場合は、利用目的や内容、農地返還時の原状回復等について、所有者（出し手）、財団理事長、借受者の3者による確認書を交わした上で、着手するものとする。
- (2) この場合において、借受者は、所有者と植栽や施設の内容、原状回復義務等を確認の上、確認書（別紙様式）を作成、押印し、市町村を経由し、財団に3部提出するものとする。
- (3) 財団は、確認書の提出を受けた場合には、内容を確認の上、所有者及び借受者に各1通を送付する。
なお、財団が確認に当たって必要と判断した場合には、所有者と受け手に立ち会いを求め、現地において農地の現況や確認書の内容を確認するものとする。

2 留意点

- (1) 農用地利用集積計画・農用地利用配分計画の共通事項と確認書が反する内容となっている場合は、この取扱いによって定めた内容が特約として優先する。
- (2) 期間満了時において、契約を更新する場合には農地の所有者から異議の申出がない限りこの確認内容は継続するものとする。